

資料 4	令和5年度第3回 高知県国民健康保険運営協議会
	令和5年12月6日（水）

# 令和12年度統一保険料の推計について

令和5年12月6日（水）  
高知県 健康政策部  
国民健康保険課

## 1 推計の必要性

将来推計は、県内全市町村が令和12年度の県内統一保険料水準を目指して、それぞれの状況に応じた取組を行うための目安にするために実施するものである。

## 2 推計にあたっての主な前提条件

### ○令和12年度の推計被保険者数

・国立社会保障人口問題研究所が公表している高知県の令和12年の年齢別推計人口に、R4.9.1時点の年齢別の県内国保加入率を乗じて推計。

### ○令和12年度の保険給付費総額

・算定式：R4一人当たり保険給付費×伸率×R12推計被保険者数で推計。

・伸率：R1からR4の一人あたり保険給付費の増加割合をベースに医療費適正化の取組による抑制効果を3%と見込んで設定。

### ○令和12年度の国などからの公費

・過年度の実績及びR12推計被保険者数等で推計。

### ○所得

・直近の一人あたり所得を基にR12推計被保険者数で推計。

### ○世帯数

・R2からR4の世帯数の推移を考慮した被保険者数と世帯数の比率を基に、R12推計被保険者数で推計。

## 3 推計における留意点

### ○推計については次のような不確定要素を含んでいる。

・令和4年度から令和12年度を見通した長期の推計となっていること。

・被保険者数について国立社会保障人口問題研究所の年齢別人口の推計が乖離する可能性、国保の加入率が変化する可能性。

・所得や世帯数などの状況が変化する可能性。

・R12保険給付費総額の推計に用いた保険給付費の増加割合が変化する可能性。

・国などからの公費について、交付状況が変化していく可能性。（現在の制度の枠組みとR12被保険者数の推計値等を算定に用いている）

・制度改正等により枠組みが大きく変動する可能性。（医療保険制度の見直し、定年延長など）



推計結果については、あくまで現時点の見通しに基づく推計であり、今後、最新の前提条件を反映していくことで精度を上げていく必要がある

# R12年度統一保険料推計の結果について

この推計結果は、令和12年度の保険料水準の統一に向けた取組の目安としてお示しするものであり、**令和12年度の保険料（税）を確定させるものではありません。**

## 推計結果

医療			後期			介護			標準的な 収納率 (%)	1人当たり 賦課水準 (円/人)	被保険者数 (人)
所得割 (所得額) (%)	均等割 (被保数) (円)	平等割 (世帯数) (円)	所得割 (所得額) (%)	均等割 (被保数) (円)	平等割 (世帯数) (円)	所得割 (所得額) (%)	均等割 (被保数) (円)	平等割 (世帯数) (円)			
8.48%	36,028	23,115	3.96%	16,314	10,467	3.33%	24,423	0	99.00%	149,998	118,816

※ 1人当たり賦課水準とは、軽減措置等がないものとした場合の必要保険料総額を全被保険者数で割った金額です。

※ 実際に被保険者に賦課される保険料は、所得に応じた軽減措置の適用や世帯人数により異なります。

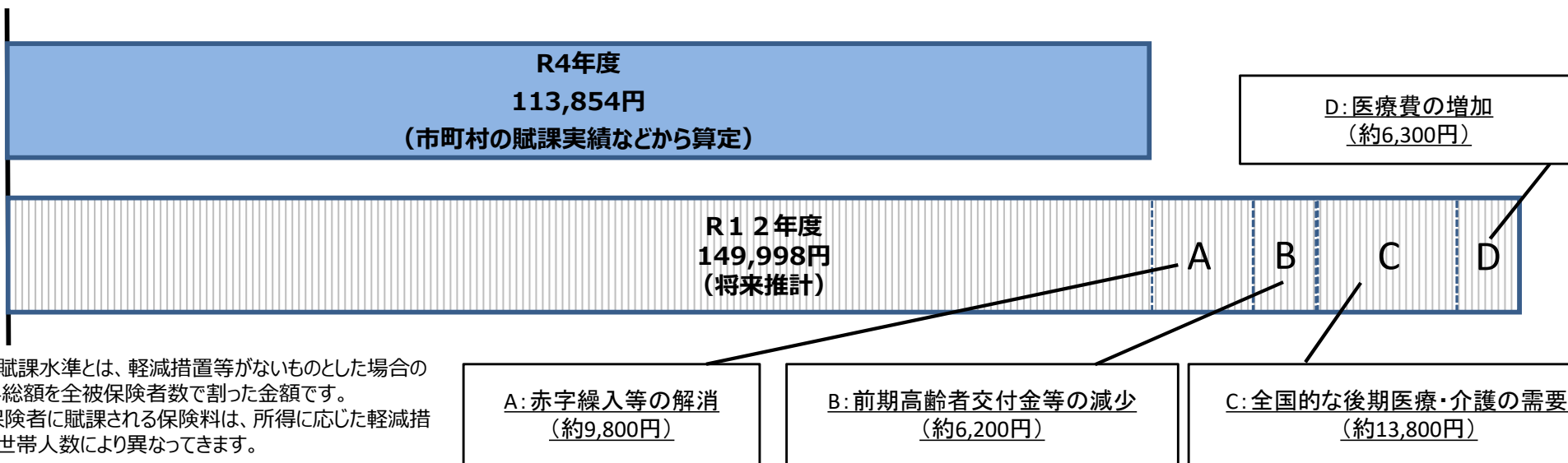
あくまでも現時点の  
見通しに基づく推計で  
あることから…



R8年度を目処に行う統一の取組の中間確認時に、再推計を実施することとしています。

# R12年度統一保険料推計の結果の概要について

一人あたり賦課水準



※ 1人あたり賦課水準とは、軽減措置等がないものとした場合の必要保険料総額を全被保険者数で割った金額です。  
※ 実際に被保険者に賦課される保険料は、所得に応じた軽減措置の適用や世帯人数により異なります。

## 概要(増加の主な要因)

### A: 赤字繰入等の解消

・県内国保の保険料(税)の統一に向けて、これまで市町村が行っていた一般会計からの赤字繰入や基金による補填などが解消されることに伴う増加。

### B: 前期高齢者交付金等の減少

・今後、県内国保の前期高齢者(65歳~74歳)の被保険者が急減し、前期高齢者の被保険者数に応じて受け取っている交付金が減少することに伴う増加。(歳入の減少に伴う負担の増加)

### C: 全国的な後期医療・介護の需要増

・全国的な動向として、今後、後期高齢者が増加し、後期高齢者の医療費や介護の需要が増加することで、全国ベースで本県に負担が求められる後期高齢者医療制度や介護保険制度への負担が増加することに伴う増加。

### D: 医療費の増加

・医療の高度化等に伴う増加。

○ 医療費の増加以外の増加要因は、赤字繰入等の解消、前期高齢者交付金等の減少、全国的な動向に伴う負担の増加であり、保険料(税)も増加せざるを得ない状況

○ 統一保険料の増加の抑制に向けて、県と市町村で対応できる医療費の適正化の取組や、取組の評価に基づいて交付される国費の獲得等に、積極的に取り組んでいく必要がある。